

広島県医師会・広島県警察連絡協議会主催

第三回「死体検案」研修会開催

日時 平成十二年十一月十六日 午後七時
場所 福山市医師会館 大会議室

協議会理事 辰 川 自 光

平成十年より広島県医師会・広島県警察連絡協議会が発足し、両者の協力の下、相互に連携し社会正義の確保と社会福祉の向上を図り、もつて県民の安全に寄与することを目的とした。

平成十一年一月、県医師会警察連絡委員会に於いて重要項目として「死体検案に関する事業」がとりあげられた。まず、県下の死体検案について調査検討のためアンケート調査を実施した。そのアンケート調査の結果、死体検案が年々増加しており、死体検案に関わる医師の絶対数の不足、死体検案医の処遇の地域差、種々の死体に対応する検案のための新しい知識、教育が必要であり、その研修が必要であることが浮き彫りになった。同委員会に於いて、県下各地で死体検案研修会を開催されることが計画された。警察、医師を対象とし、県医師会速報で広報することとするも、四、五名を定員

としてのセミナーとしての開催することとなり、今日が第三回目の研修会であり、約五名の参加を得て活発な質疑が交わされ盛会であった。

症例呈示

一、クロロホルムで誤死した一例

尾道市・信岡 於菟彦

男性 四四歳

独身男性で、本人が出勤してこないでアパートの部屋に合鍵が入って発見される。室内には、ダッチワイフ、玩具ペニス、女性下着が散乱していた。死亡状態は、本人女装で、ビニール袋と防塵マスクで顔が覆われていた、本人は独身で、以前から女装してクロロホルムを吸入し、自慰にふけり、その行為をビデオ撮影していた。クロロホルムの使用

量を誤り死に至ったものと推定された。採取血液からのクロロホルム検出は陰性であった。

死因…クロロホルムによる薬物中毒死

Q クロロホルムが陰性というのは少し疑問がある。

A 広大法医学(小嶋亨教授)

クロロホルムが陰性なのは使用料が少なく、窒息が直接死因かもわからないし、検体の採決ピンの栓がゴムの場合はクロロホルムがゴムに吸収されて陰性になる場合もある。解剖しなければ死因の確定はできないのだが、この症例はそこまでする犯罪性がないので解剖の必要性はないと考えられる症例です。

二、異常死体(届出しなければならない死体)について

症例一

平成五年十一月二日 七九歳男性が横断歩道で車にはねられて一日後に死亡した。治療中に急性骨髄性白血病が発見され、家族の同意を得て自然死として診断し、死因は骨髄性白血病とされたが、解剖された。

解剖結果は、僅かな硬膜下血腫とくも膜下出血がある。両腓骨骨折があるも致命的所見

ではない。骨髄には白血球細胞が増生し、脳心臓、肺、脾、肝、腎臓に白血球細胞浸潤が高度で、死因は骨髄性白血病であった。

症例二

平成八年二月二十四日 八歳女性が自宅の布団の中で冷たくなってるのが発見され、救急隊が出動するも既に死亡していたので警察に通報、検死された。

特異な外傷がない。血小板増多症で通院治療を受けていた。布団の中で死亡。枕元に吐物があること。失禁後動いた形跡のないこと。室内に争った形跡もなく、物色された痕跡もないこと。脳、脊髄液が血性であることから、死因を内因性脳内出血として検死を終了した。翌日病院からの請求書により、自転車と衝突し治療を受けたが、大丈夫だということ帰宅し、その後死亡したことが判明し、司法解剖となった。

左前頭葉に血腫、挫傷、同部に脳内出血で、死因は事故による脳内出血であった。

異常死について

図一 の如く、病死、自然死以外は全て異常死であり、変死又はその疑いのある時は検死をしなければならない。病死、自然死

は内因性疾患で死亡したことが明らかであり、診断が確実にされていなければならない。(死因不詳でも診断である。)

図二

診療中の患者が死亡しても、診療後二十四時間ならば死体を改めなくても、又は検索をしなくても死亡診断書が書ける。二十四時間を過ぎて、その診療中の病気が原因で死亡したことが、周囲の情報で犯罪性等がないことを確認できれば、三日後でも一週間後でも医師の判断で死亡診断書は発行できる。(遺族にだまされている場合は別であるが...)即ち死体検案書を書く必要はない。死因が診療に関わる疾病と関連したものでなく、異常が認められた場合は、二十四時間以内に所轄警察警察に届け出、検案書を発行する義務がある。

症例三

平成十二年一月 六歳女性が背中が痛いといってサロンパスを買いに出かけ、道路脇で意識不明で発見された。救急搬送されたが既に死亡していた。死亡不詳で警察に届けられた。

解剖の結果、死因は胸部大動脈瘤の破裂であった。

質疑応答

Q 有機リン中毒化の検死で誤嚥による窒息死としたが良いか。

A 疑い病名でも可である。

Q 自殺の種類の分類で、排気ガス自殺の項目がないが、どのように統計処理したら良いか。(当地区の死体検案症例をまとめて発表するのに)

A 一酸化炭素中毒に入れるか、新しく項目を作って発表されるかでしょう。

Q 死体の確認のために胸腔穿刺、その他が可能か。

A 可能だが、遺族の承諾が必要。

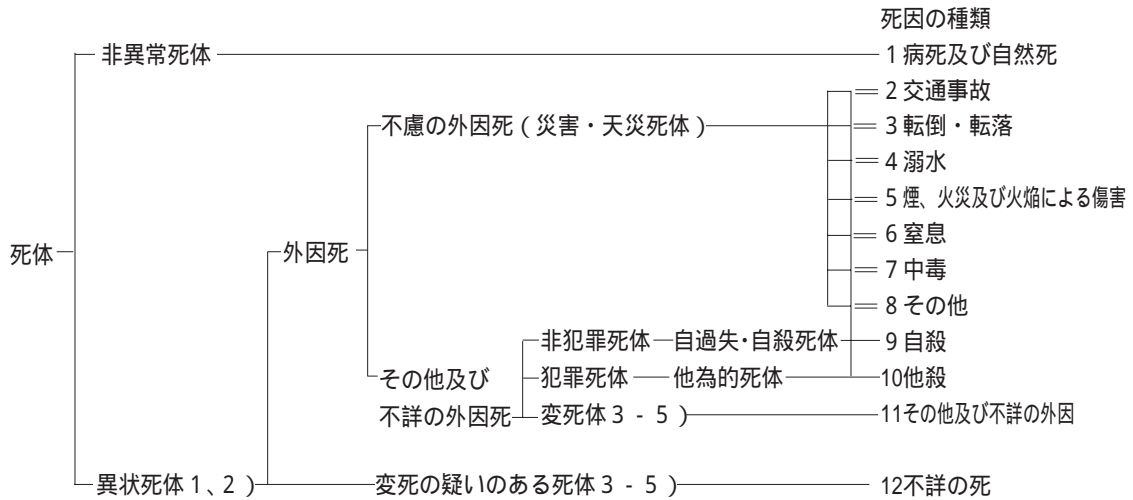
Q 溺死で気管穿刺で水又は泡末がでたら、溺死と考えて良いか。

A 泡末がでる場合は、一〜二日以内なら溺死と考えても良いかも。

水がでるだけでの診断は困難のこともある 解剖に回すべきでしょう。

次回、第四回死体検案研究会開催予定
平成十三年二月十五日 呉
詳細は、県医師会速報にて発表。

< 図1 > 異常死体、変死及び変死の疑いのある死体、死亡診断書(死体検案書)の死因の種類



- 1) 医師法第21条：医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検査して異常があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。
- 2) 異常死体：確実に診断された内因性疾患で死亡したことが明らかである死体以外のすべての死体(厚生省腎移植医療における監察医制度をめぐる諸問題に関する研究班、班長：大阪大学教授若杉長英)。
- 3) 刑事訴訟法第229条：変死者又は変死の疑いのある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない。
 検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。
- 4) 刑事局長通牒(大正12年12月27日)：法曹會雑誌、2(2)、97、大13(1924)年。
 変死者又ハ変死ノ疑アル者トハ老衰死病死等自然死ニ非スシテ犯罪ニ基クモノニ非サルカノ疑アル者又ハ自然死ナルカ否カ不明ニシテ自然死ニ非サルカノ疑アルカ若ハ犯罪ニ基クモノナルカ否カ不明ナルモノヲ言ヒ自然死ナルコト又ハ自然死ニ非サルモ犯罪ニ基カサルコト明確ナルモノハ之ヲ包含セス……。
- 5) 法曹會決議(昭和6年5月22日)：法曹會雑誌、97(7)、83、昭6(1931)年。
 変死者トハ不自然ナル死亡ヲ遂ケタル者ニシテ其ノ死因不明ニシテ犯罪ニ基因スル疑アルモノヲ謂フ。

< 図2 > 死亡診断書・死体検案書作成フローチャート

